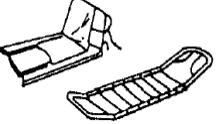
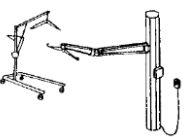
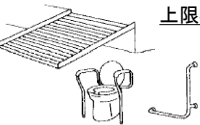
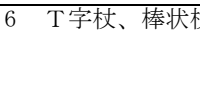
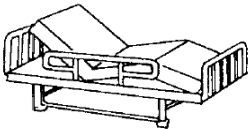
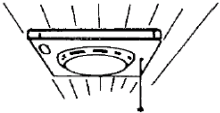
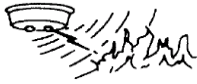
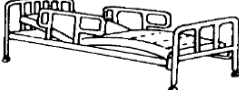
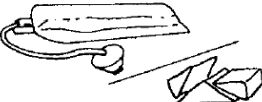
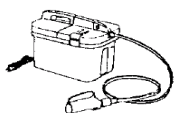


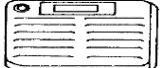
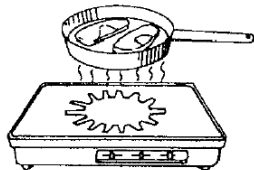
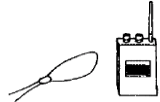
日常生活用具 別表

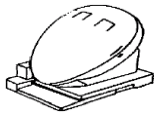
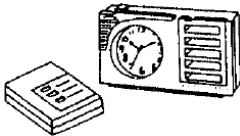
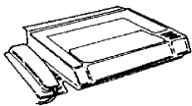
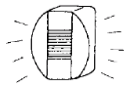
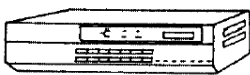
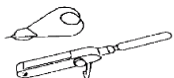
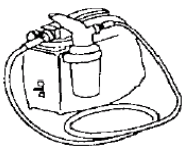
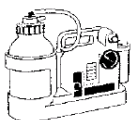
別表

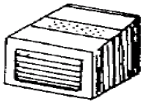
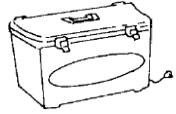
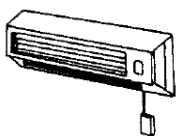
種 目	対 象 者	性 能	耐用年数
1 簡易浴槽 ¥58,300  介護保険制度優先	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障がい（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）の程度が1級又は2級のものの	空気式又は折りたたみ式で容易に移動できるものであって、取水又は排水のための工事を伴わないもの。	8年
2 入浴担架 ¥133,900  介護保険制度優先	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障がい（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）の程度が1級又は2級のものの	障がい者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年
3 入浴補助用具 ¥90,000 上限額まで分割支給可  介護保険制度優先	① 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障がい者（児）で、入浴に介助を必要とするもの ② 3歳以上の難病患者等であって、入浴に介助を必要とするもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者（児）又は介護者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
4 移動用リフト ¥257,500  介護保険制度優先	① 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級又は2級のものの ② 3歳以上の難病患者等であって、下肢又は体幹に障がいがあるもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）	障がい者（児）を移動させるにあたって、介護者が容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型、その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
5 歩行支援用具 ¥60,000 上限額まで分割支給可  介護保険制度優先	① 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいを有するもので、家庭内の移動等において介助を必要とするもの ② 3歳以上の難病患者等であって、下肢が不自由なもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
6 T字杖、棒状杖 ¥3,150 	身体障害者手帳の交付を受けた者で、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいを有するもの	障がい者が容易に使用し得るもの。	3年
7 便器 ¥16,500  介護保険制度優先 ※紙おむつとの併給不可	① 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級又は2級のものの ② 学齢児以上の難病患者等であって、常時介護を要するもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）	手すりのついた腰掛け式のものの。ただし、取り替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く。	8年

8 特殊便器 ¥70,000  ※紙おむつとの併給不可	① 学齢児以上の愛の手帳の交付を受けた者（児）で、障がいの程度が1度又は2度の自ら排便の処理が困難 ② 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、上肢障がいの程度が1級又は2級の ③ 学齢児以上の難病患者等であって、上肢に障がいがあるもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）	障がい者（児）が容易に使用し得るもの及び知的障がい者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年
9 特殊マット ¥50,000  介護保険制度優先	① 3歳以上の愛の手帳の交付を受けた者（児）で、障がいの程度が1度又は2度 ② 3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級又は2級のもの ③ 身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級のもの（常時介護を要する者に限る。） ④ 3歳以上の難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）	じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等を加工したもの。	5 年
10 頭部保護帽 プラスチック ¥15,000 ¥37,000 	障がい種別に関わらず、てんかんの発作等により頻繁に転倒し、頭部を保護する必要があるもの（身体障がい者にあつては、手帳保持者に限る。）（医師の意見書を要する場合がある。）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3 年
11 携帯用会話補助装置 アプリのみ ¥100,000 ¥10,000 	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、音声機能若しくは言語機能障がい者（児）又は肢体不自由者（児）で、音声言語の著しい障がいをもつもの（医師の意見書を要する場合がある。）	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者（児）が容易に使用し得るもの。 ※タブレット等、日常生活品として一般に普及しているものは対象外	5 年
12 火災警報器 ¥15,500（1個） （2個まで支給可） 	65歳未満の者で、 ① 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、障がいの程度が1級又は2級のもの ② 愛の手帳の交付を受けた者（児）で、障がいの程度が1度又は2度のもの ※1世帯1つの給付とする	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8 年

13 自動消火装置  ¥28,700	65歳未満の者で、 ① 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、障がいの程度が1級又は2級のもの ② 愛の手帳の交付を受けた者（児）で、障がいの程度が1度又は2度のもの ③ 難病患者等であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。） ※1世帯1つの給付とする	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し初期火災を消火し得るもの。	8年
14 特殊寝台  介護保険制度優先 ¥200,000	① 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級又は2級の ② 3歳以上の難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）	使用者の頭部又は脚部の傾斜角度を調整できる機能を有するもの。	8年
15 体位変換器  介護保険制度優先 ¥15,000	① 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級又は2級のもの（下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とするものに限 ② 学齢児以上の難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）	介護者が障がい者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年
16 特殊尿器  介護保険制度優先 ¥100,000	① 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級のもの（常時介護を要する者に ② 学齢児以上の難病患者等であって、自力で排尿ができないもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
17 コンピュータソフトウェア ¥100,000	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの	障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	5年
18 パーソナルコンピュータ周辺機器 ¥100,000	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、上肢障がいの程度が1級又は2級のもの	障がい者（児）が容易に使用し得るもの。 ※タブレット等、日常生活品として一般に普及しているものは対象外	5年
19 ポータブルレコーダー ①録音再生機 ¥85,000 ②再生専用機 ¥48,000	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障がいに係る障がいの程度が1級又は2級のもの	① 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者（児）が容易に使用し得る ② 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	6年

20 時計 	¥13,300	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障がい程度が1級又は2級のものの	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	10年
21 点字タイプライター 	¥63,100	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障がい程度が1級又は2級のものの	視覚障がい者（児）が容易に操作できるもの。	5年
22 点字器 	¥10,400	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、視覚障がいのあるもの	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	7年
23 音声式体温計 	¥9,000	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障がい程度が1級又は2級のものの ※1世帯1つの給付とする。	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	5年
24 体重計 	¥18,000	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障がい程度が1級又は2級のものの ※1世帯1つの給付とする。	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	5年
25 電磁調理器 	¥23,000	① 身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障がい程度が1級又は2級のものの ② 身体障害者手帳の交付を受けた者で、上肢障がい程度が1級又は2級のものの ③ 身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹機能障がい程度が1級のものの ※1世帯1つの給付とする	障がい者が容易に操作できるもので、コンロ型電磁調理器であるもの。	6年
26 視覚障がい者用拡大・音声読書器 	¥198,000	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がい者（児）で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を、読みたいものの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに写し出せるもの又は音声で読上げるもの。	8年
27 音響案内装置 1級 2級 ※1級の者で、送信機の場合 	¥53,000 ¥12,000 ¥12,000	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障がい程度が1級又は2級のものの（2級の者は、送信機のものに限る。）	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。送信機は、「歩行時間延長信号機用小型送信機」のこと。	10年
28 点字ディスプレイ 	¥264,800	身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障がい程度が1級又は2級のものの	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの。（上記性能に加えキーによる入力可能な商品についても対象とする。）	6年

29 活字文書読上げ装置  ¥99,800	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障がい（児）の程度が1級又は2級のものの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	6年
30 屋内信号装置  ¥87,400	身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚障がい（児）の程度が2級のものの	音・音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10年
31 聴覚障がい者用通信装置  ¥20,000	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声、言語機能に著しい障がい（児）を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	5年
32 フラッシュベル  ¥12,400	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声・言語機能障がい（児）の程度が3級以上のものの	障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	10年
33 情報受信装置  ¥88,900	聴覚障がい者（児）で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	6年
34 会議用拡聴器  ¥38,200	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚障がい（児）の程度が4級以上のものの	障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	6年
35 携帯用信号装置  ¥20,200	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声・言語機能障がい（児）の程度が3級以上のものの	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの。	6年
36 ネブライザー（吸入器）  ¥36,000	① 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、呼吸器機能障がい（児）の程度が3級以上であるもの、又は同程度の身体障がい者（児）が必要と認められるもの（医師の意見書を要す） ② 難病患者等であって、呼吸機能障がいのあるもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）	障がい者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
37 電気式たん吸引器  ¥56,400	上記と同じ	上記と同じ	5年

38 パルスオキシメーター (動脈血中酸素飽和度測定器) ¥40,000 呼吸状態を継続的にモニタリングする機能のあるもの(常時人工呼吸器を要する者に限る。) ¥157,500	① 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、呼吸器機能障がいをするもの、又は同程度の身体障がい者(児)で必要と認められるもの(医師の意見書を要する場合がある。) ② 難病患者等であって、呼吸器機能障がいのあるもので必要と認められたもの(医師の意見書を要する。)	障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	5 年
39 空気清浄器 ¥20,000 	身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障がいの程度が3級以上のもの	障がい者が容易に使用し得るもの。	6 年
40 透析液加温器 ¥72,100 	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、人工透析を必要とするもの(自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法を行う者に限る。)(透析液の納品書又は医師の意見書を要する場合がある。)	自己連続携帯式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの。	5 年
41 ルーム・クーラー ¥50,000 	身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級又は2級のもののかつ、頸椎損傷等により体温調節機能を喪失したもの(医師により体温調節機能を喪失したものと認められたものに限る。)(医師の意見書を要する。)	障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの。	6 年
42 点字図書	学齢児以上の視覚障がい者(児)で、主に情報の入手を点字によっているもの	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。	—
43 人工喉頭 笛式 ¥5,150 電動式 ¥72,000	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、音声・言語又はそしゃく機能の障害があり、喉頭摘出したもの	障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	笛式4年 電動5年
44 ストマ用装具 蓄便袋 ¥8,858/月 蓄尿袋 ¥11,639/月	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、小腸機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害があり、ストマ造設したもの(医師の意見書を要する場合がある。)	障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	—
45 紙おむつ ¥12,000/月 ※ 便器、特殊便器との併給不可	① 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、二分脊椎により排尿若しくは排便機能障がいのもの(医師の意見書を要する場合がある。) ② 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、2歳以前の疾病等により下肢又は体幹機能障がいをするもので、その程度が1級又は2級のものの(便意・尿意の意思表示が困難なものに限る。)(医師の意見書を要する。※所定の様式あり。)	介護者が容易に使用し得るもの。	—

46	収尿器 男性用 女性用 ¥15,862 ¥17,510	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、排尿機能障がい を有するもの（医師の意見書を 要する場合がある。）	障がい者が容易に使用し得る もの。	1 年
47	正弦波インバーター発電機 ¥212,000 ※ ポータブル電源 （蓄電池）との併給不可	① 身体障害者手帳の交付を 受けた者（児）であって、 常時人工呼吸器を使用し、 呼吸器機能障がいの程度が 3 級以上であるもの、また は人工呼吸器を使用し、手 帳記載の障がいを生ずる原 因となった疾病等に起因す る呼吸器機能の障がいのた め医師に必要性が認められ たもの（医師の意見書を要 する。） ② 難病患者等で、その疾病 により常時人工呼吸器の装 着が必要なもの（医師の意 見書を要する。）ただし、 東京都在宅人工呼吸器使用 難病患者非常用電源設備整 備事業の対象者は除く	障がい者（児）若しくは難病 患者等又はそれらの介護者が容 易に使用し得るもので、原則と して外付けバッテリーの充電を 目的とするもの。ただし、人工 呼吸器の製造販売業者により人 工呼吸器の駆動のための電源と して使用が認められているもの はこの限りではない。	6 年
48	ポータブル電源（蓄電池） ¥104,000 ※ 正弦波インバーター 発電機との併給不可	上記と同じ	障がい者（児）若しくは難病 患者等又はそれらの介護者が容 易に使用し得るもので、運搬可 能な蓄電機能を有する正弦波交 流出力の電源装置で、定格出力 が 3 0 0 W 以上のもの	6 年
49	無停電装置 ¥41,000	上記と同じ	障がい者（児）若しくは難病 患者等又はそれらの介護者が容 易に使用し得るもので、バッテ リーが内蔵されていない人工呼 吸器であって使用時に外付バッ テリー等を装着する機器を利用 している場合に予備電源による 駆動開始までの間の人工呼吸器 の駆動を確保することを目的と するもの	6 年